

別表第11 路外駐車場に関する整備基準・遵守基準（第11条関係）

整備項目	整備基準・遵守基準
1 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設	(1) 路外駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」という。）を1以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）のための駐車場については、この限りでない。 (2) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設である旨の表示を行うこと。 ウ 傾斜部に設けないこと。 エ 次項第2号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
2 路外駐車場移動等円滑化経路	(1) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道等までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（以下この表において「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）とすること。 (2) 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものとする。 ア 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 イ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。 ウ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。 (ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (イ) 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 (ウ) 路面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 (エ) 路面には、排水溝、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない

	構造のふたを設けること。 エ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。 （ア） 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 （イ） 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 （ウ） 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 （エ） 手すりを設けること。 （3） 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口付近に路外駐車場車椅子使用者用駐車施設への経路について案内のための表示を行うこと。ただし、当該路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を当該出入口から視認することができる場合は、この限りでない。
--	--

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。